

令和5年あきる野市農業委員会 10月総会議事録

令和5年10月25日（水）午後1時30分、令和5年あきる野市農業委員会10月総会は、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、武田竜哉、平野久雄、本郷朝次、山崎勇、橋本敦美、長濱一郎、山崎健、佐藤裕美子、米倉孝臣、大福哲也、橋本和夫、渡邊博朗

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

田中利明、栗原剛、野崎忠、小川金二、嶋崎三雄、松村敏郎

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局次長 藤島和彦 ・ 事務局 金澤知行、森川朋紀

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について |
| 第2号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第3号議案 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について |

開会 午後1時30分

(事務局長) それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。後ほど詳しくご説明させていただきますが、11月11日土曜日と12日日曜日に産業祭が開催されます。今年は飲食もできるということで、盛大になるのではないかと思いますので、振興会等で皆さん役割を持っている方もいらっしゃると思いますが、農業委員さんにつきましては、畜産コーナーと植木の配布をお手伝いいただける方はご協力いただければと思いますので、よろしく願いいたします。また、品評会の方も盛大にやりたいと思いますので、多くの出品をよろしく願いいたします。それでは、ただ今から、令和5年あきる野市農業委員会10月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) はい。皆さま、こんにちは。午後のお忙しいところ、総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。最近朝夜ともに寒くなってきて、夏が終わって秋を飛ばしていきなり冬のような感じの気候になってまいりましたけれども、作物も予定通り育たないことがあるんじゃないかと思ひ、私の方ではノラボウが盛んなんですけど、皆さんノラボウが良くないということで、うちも実は2,000株ぐらい全滅したんですけど、暑さのせい、乾いたせい、結局病気で全滅してしまったのですが、消毒はしたつもりなんですけれども間に合わず、蒔き直して今、まだ植えてない状況で、小さい苗があるんですけど、なんかこう、先が読めないと言うか、毎年毎年違う気候でなかなか皆さんご苦労なさっていることと思います。また、今月は皆さまに納税猶予地の調査をしていただきまして、ありがとうございます。無事終わりました、結果としましては後ほど全員協議会で出ると思うのですが、少し問題があるところがあると報告が来ておりますので、納税猶予地に限らずご自分の担当区域、それ以外でもいいですけど、畑について皆さまが気が付いたことがありましたら、事務局の方に相談なり、知らせをいただきたいと思ひます。今日はそれほど難しい案件はないと思ひますが、皆さまのご協力をいただきまして、スムーズに進行できますよう、ご協力よろしく願いいたします。

(事務局長) 続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。諸報告、10月10日から10月16日の期間で納税猶予適用農地のパトロールが実施され、委員の皆様のご協力により滞りなく終了いたしました。ご協力ありがとうございました。諸報告は以上でございます。本日の署名委員は橋本敦美委員と長濱委員になります。よろしく願いいたします。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしく願いいたします。

(議長) 本日の出席委員は、農業委員14名、推進委員6名の合計20名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、收受98についてですが、こちらはご本人をお呼びしている案件となります。まずは事務局、説明願ひます。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和5年10月25日提出。あきる野市農業委員会、

会長、甲野富和。

(第1号議案・収受98 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受98について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。では説明させていただきます。去る10月16日に長濱委員、事務局と私の3人で現地調査に行っていました。地図は5ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらに●●●●●●という、コンクリートを粉砕してまた再利用するようなプラントの工場があるのですが、それに隣接した所が現地でございます。現況としましては、サツマイモがきれいに作付けされておりまして、雑草1つないような状態できれいに管理されておりました。以上です。

(議長) ただいま、事務局と平野委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(大福委員) すみません。あの、譲受人の〇〇〇〇さんは●●●●●●さんが近くにありますが、特にご関係はないのでしょうか？

(事務局) 譲受人の〇〇〇〇さんは、●●●●●●さんの社長さんでいらっしゃいます。

(大福委員) 社長さんですが、こちらの畑を耕作されるということですか？

(事務局) はい、そうです。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・あの、この地図で見るとこの該当地の隣も畑が並んでいるようですが、畑ですか？

(事務局) 畑ですね。

(議長) 全く全然違う人がやっている？

(事務局) そうです。右側は全部畑です。

(議長) じゃあ、隣が資材置場だとか、そんなことはない訳ね？

(事務局) それはないです。

(事務局) 農地になっています。

(議長) 何かご質問ございますか？よろしいでしょうか？・・・では、ご本人をお呼びしたいと思いますので、よろしく願います。

(〇〇氏 入室)

(議長) 〇〇さん、本日はお忙しい中ご足労いただきありがとうございます。早速ですが、自己紹介と、この土地に対する今後の計画などがありましたら、お話いただきたいと思います。

(〇〇氏) はい。あきる野市の●●、●●の方に住んでおります、〇〇と申します。仕事場が●●にありまして、今回申請させていただいている畑に接している工場になります。なので、工場から畑まで1分もかからない所で行けるということで、すごく使い勝手がいいということで、以前父の代の方から少し使わせていただいていたのですが、正式にここで所有権移転させてもらえればと相談したところ、3条ということがありましたので、申請させていただきました。畑の方では今、トウガラシですね、葉トウガラシが自分達は好きなものですから、なかなか市販では手に入らないので、そこで葉トウガラシとジャガイモ、サツマイモだとか、そんな広くない土地なので、1人で仕事の合間にやっている程度で使わせていただいております。一応

そんなような経緯なのですが、よろしく願いいたします。

(議長) ありがとうございます。ご本人の説明が終わりました。何かご質問はございますか？

(平野委員) 平野と申します。あの、先日現地を見させてもらいました。それで、質問と言うより要望なのですが、大変きれいに作付けされていて、草1つないように管理されて優良な農地であるのですが、今後取得してからもそれを長く維持して、きれいに作付けして管理していただいて、優良な農地として残していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

(〇〇氏) ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？

(米倉委員) 米倉と申します。こちらで作られる野菜というのは、特にどこかに出されるという予定はなくて、あくまでも自家消費ですか？

(〇〇氏) そうですね。うちの方で消費するという予定でございます。

(米倉委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？では、〇〇さん、本日はありがとうございました。ぜひ、先ほど委員からもありましたように、適正に管理していただきたいと思います。よろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

(〇〇氏) どうもありがとうございました。失礼いたします。

(〇〇氏 退室)

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、収受98について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受103について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書1ページ目をご覧ください。

(第1号議案・収受103 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受103について、担当の小川委員、説明願います。

(小川委員) はい。説明いたします。10日12日に事務局1名と佐藤裕美子委員と私の3人で現地に行ってまいりました。地図は6ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地は●●●●のちょうど真向かいという形になります。ちょっと段下になってはいますが、ここはきれいに耕作されて、ネギ、ダイコン、サトイモ等、家庭菜園風ですけれども、すごくきれいに耕作されて、昨日も見に来たのですが、本当にきれいになっていました。以上です。

(議長) ただいま、事務局と小川委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(山崎勇委員) この〇〇さん、譲受人と譲渡人は兄弟か何かですか？

(事務局) 親戚と聞いています。

(山崎勇委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？

(嶋崎委員) ひとつ、よろしいですか？結構、譲受人の方の面積、ありますよね？これは、特に商売として畑をやっているということではないのですか？

(事務局) 出荷とかは特に聞いてはなくて、あの、持っている畑なのですが、奥さんのお父さんが●●●の□□□□さんという方なのですが、この方が畑をお持ちでして、その分の畑の面積を今回載せています。

(事務局長) 直売所とかの会員ではない？

(事務局) 会員ではありません。なので、自家消費とかそういったので野菜を生産されています。

(議長) あの、要は他の畑が適正に使われているかどうか、ということですよ？

(嶋崎委員) そう、そう、そう。

(議長) この間、皆さまにお配りした許可基準に準ずると。

(事務局) 他の畑は●●●と●●●にお持ちです。全て不耕作にはなっていません。畑として使われています。

(事務局長) うちの農家台帳では全部課税も農地で、不耕作もないということになっています。

(嶋崎委員) 畑として、正式にきちんと管理されているかどうかということを確認したかっただけですので、ありがとうございます。

(議長) 許可基準で重要ですから。他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、収受103について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受104について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書1ページ目をご覧ください。

(第1号議案・収受104 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受104について、担当の小川委員、説明願います。

(小川委員) はい。先ほどと同じ、10日12日に佐藤裕美子委員と事務局、私の3名で現地確認してまいりました。地図は7ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地は草をよく刈ってあって、草が大分ひどかったらしいんですけど、〇〇さんが今後使うということで草刈りして、耕耘の準備ということでやられているようです。現地的にはそういうことで、まだ作付けはされていませんけれども、ちょうど農業を専門にやっていますので、頑張ってくれると思います。以上です。

(議長) ただいま、事務局と小川委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(大福委員) すみません。譲受人の〇〇〇〇さんは所有している畑と田んぼが多いのですが、どういった経営をされている方なのでしょう？

(事務局) 持ってらっしゃる田んぼ、畑については、基本的には今回上がって来た場所の周辺にお持ちです。

(事務局長) この辺り、あんまり最近水も入ってなくて、ただ草を刈っている一帯のエリアになって

しまっている状況で・・・

(大福委員) そのエリアを多くお持ちということで、田んぼを●反持っていますけど、これも実際お米という訳ではない？

(事務局長) もう水も入れてないので、草刈りで管理しているようなエリアになってしまっていて・・・

(大福委員) では、●反の畑を耕作しているっていう意味でもなさそう？

(事務局長) 畑も一部は管理していると思います。

(小川委員) それで、あの、●●の田んぼは全体的に水を入れなくなっちゃったんですよ。それで取り付け道路がないものですから、田んぼですから人間が通るだけの幅の道しかないものから、耕耘すると言っても管理がしにくい土地なんです。だから、みんな小さい耕運機を持って、それでちょこちょこっとやる。あとは草を刈る、家庭菜園的にやるというような感じですね、この方だけじゃなくて、全体がそういう状態になって、納税猶予のパトロール行っても、やっぱり草がうんと繁茂していなければいいだろうというような判定しかできないと言うか、本当は作付けしてくださいと注意したいんですけど、ちょっと管理的には厳しい場所です。

(議長) その、畑をやっていることはやっているんですよね？

(小川委員) そう。よくやっている。今まで勤めていたんですけど、ここで辞めていると思うので、農業ができると思うし、お父さんも健在ということで。

(議長) 前回、総会でお配りした許可基準のところ、全部効率利用という要件がありますので、どの程度・・・だから見てないと分からないんですけどね。

(小川委員) あの、実際ね、今、持っている人はちょっと高齢で、動きが取れないから、それよりも〇〇〇〇さんにやってもらった方がいいだろうという風に、調査に行った人達が判断いたしました。

(議長) 他にご意見・ご質問ございますか？

(山崎健委員) あの、この案件じゃなくて、今の田んぼの話なんですけど、水が入ってないということなんですけど、畑で皆さん作るという感覚なんですか？

(事務局長) そうですね、はい。

(山崎健委員) はい。分かりました。

(事務局長) あとは、もう、ほとんどが草刈り程度と言うか、畑でやっている方はみんな土を入れたりしてきれいにやっているんですけど、それ以外は草刈りとか管理程度になってしまっているようなエリアに。

(山崎健委員) 地目は田になっていますけど、実質的には田んぼではないということですかね？

(事務局長) 田んぼでやっている人は誰もいないですね。

(山崎健委員) はい、分かりました。

(議長) 元、田んぼというのは、大体こんな感じの所はどこにもあるんじゃないかと思うんですけども、その所有権移転を・・・

(事務局長) あの、ちょっとこの一帯、大分草が伸びているということで、何人かに指導させていただいたところ、△△△△さんが高齢で何もできないので、親戚がこれから農業をやるので譲り渡したいということで、今回の申請になったという形で、今後管理はちゃんとしていただけるのかなと。

(議長) 先ほど小川委員がおっしゃったように、今よりも良くなるというところで、あれでしょうかね。まあ、そういう土地の特性と言いますか、そういう所はあきる野にも多いと思うので、あまり厳しくすると・・・

(事務局長) 本来は土地改良とかしながら、きれいにしたらいいんですけど。

(山崎勇委員) ひとつだけ、いいですか？これ、田んぼですよ？

(事務局長) 登記地目は田んぼです。現況は田んぼではないです。

(山崎勇委員) いやいや、だから、これを買って、田んぼとして使う訳じゃなくて、畑として使うのですか？

(事務局長) 買って、畑にするという。

(山崎勇委員) 畑にするっていうことね。譲受人さんはこの一帯に田んぼを持っているじゃないですか。でも、この、●●●㎡と●●㎡はなんとか畑として使えそうだということ？

(小川委員) そうです。

(山崎勇委員) 他はダメでも？

(小川委員) いや、だから、他も畑としては全部使える場所なんです。

(山崎勇委員) あ、そうなの？

(小川委員) はい。水が入ってないから、田んぼじゃないよというだけで、水が入れば田んぼとして使えるけど、ここの田んぼは全戸総意で水を入れるのを止めたという状態の地域なんです。

(嶋崎委員) そういうことは、あれでしょ？田んぼ誰もやってないから、水は入れないと。それで、しょうがないから、仮の畑みたいな形にして使ってる。一般的にやっているようなのと同じことだよ。

(小川委員) そうです。

(山崎勇委員) 先ほど事務局が、田んぼとしてはできないし、草を刈っている程度だって言うから、新しく買った所も草を刈るだけなのかな？と思ったんですけど。

(小川委員) 大丈夫です。

(山崎勇委員) 違うんですね。

(事務局長) 一応野菜を作られて畑としてやるということ。

(議長) まあ、3条が0㎡から買えるということで、今回0㎡じゃないですけど、難しいところがあります。買ってやろうと思ったけど、周りがやってないから結局やれませんでした、みたいなことはちょっとどうなのかなと思いますけど・・・

(小川委員) それはないと思います。

(議長) 最低でも買った所は頑張ってくださいと、それしかないですよ。何もしてないというのが一番困ることなので。

(事務局長) これから定年されて農業をやられていくということなので、一応許可書を渡す時に他の農地も畑で極力やっていただきたいということは、よくっておきますので。

(議長) 難しい案件と言え、かなり難しい案件だと思います。他に何かご意見、ご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、収受104について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。では、くれぐれも言っておい
てください。

(事務局長) はい、分かりました。

(議長) 続きまして、第2号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。第2号議案、相続税の納税猶
予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続
税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和5年10月
25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の渡邊委員、説明願います。

(渡邊委員) はい。10月11日に武田委員と事務局、私の計3名で現地調査を行いました。地図
は8ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

作付けの状況ですが、ビニールハウスが4棟、それ以外の露地につきましては、オクラとゴーヤ
が栽培されておりました。適切に耕作がされている状況でございます。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と渡邊委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ござい
ますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明する
ことに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたし
ます。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書2ページ目をご覧ください。

(第2号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の渡邊委員、説明願います。

(渡邊委員) はい。先ほどと同じく、10月11日に武田委員と事務局、私の計3名で現地調査を
行いました。地図は同じく8ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

〇〇〇番ですが、南側が自宅になっていまして、地続きの裏側の農地になります。現状につき
ましては、梅の木が11本、柿の木が1本、それとキウイフルーツの棚がございます。それと
ビニールハウスが1棟あります。下草の処理も行われており、適正に耕作されている状況でござ
います。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と渡邊委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ござい
ますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明する

ことに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書3ページ目をご覧ください。第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画については、次のとおり承認する。令和5年10月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。去る10月12日に、事務局1名と橋本敦美委員と私の計3名で現地を確認いたしました。地図につきましては、9ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

畑の南東部分約3分の1程度はきれいに耕耘がされておりますが、その他につきましては古い桑の木にツタが生い茂りまして、簡単には手が付けられないような状況になっております。

すでに借り主の〇〇さんにつきましては、かなり広く畑を借り入れていることから、なかなか手が回らないのかなと思われそうですが、今回は借り入れの更新であることから、3年が経過しており、このままの状況では更新が難しいかと考えます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

(議長) ただいま、事務局と本郷委員に説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(小川委員) 今、更新が難しいというような発言だったんですけど、もし更新しないとね、〇〇さんもできない、△△さんもできないということになると、現実的にはね、山になっちゃうのかなという気持ちなので、なんとか承認するような方向で説得と言うか、お願いできるような状態にもっていけないのかなというのが、素朴な疑問なんですけど。

(事務局) 一応事務局の方で、〇〇さんご本人に現状としてこのような木が生えていますけど、どういった状況ですか？と聞き取りをさせていただいたのですが、これまで3分の1程度、使える部分を使ってやっていた状況はあるそうなのですが、今、抜根に向けて動いている状況とお伺いしております。ですので、早急にというのはなかなか難しいのですが、また次も同じような状況で、3年間このままの状態で次回の更新というのは確実にないように、〇〇さんにも管理をしていただくようにご指導させていただいているところであります。

(山崎勇委員) いいですか？3年前も同じことを言ってるのですか？3年前も桑とかありましたよね？その時はどういうことだったんだろう？

(本郷委員) 3年前は、ですから、〇〇さんでなくて、旧の地主さんの桑の木がそのまま生い茂っている訳ですから。前の地主の桑の木が生い茂ってる状態で、貸付けている。

(山崎勇委員) ああ、そうすると、つまり、前の地主さんが処理しなきゃいけなかった、ということか。

(本郷委員) 本来的にはね。だけど、それを承知で〇〇さんは借り受けている。

(橋本和夫委員) よろしいですか？ちょうど〇〇番の畑の左側がうちの畑なんです。それであの、とりあえず、借りた当初から、この〇〇番の畑の右の角には大きな桑の木が、それでツルが被さってなお・・・3年以上前からなので。1回〇〇さんが少し草刈りをして、何か道具をね、作業の道具を置くためにプレハブを作り始めたら、作らないで終わってしまったという。なかなか進まなくて、きっと3年前から手入れは、北半分ぐらいは手が入ってない状況だと思います。

(議長) この畑の周り、橋本委員以外の周りの畑は、みんなちゃんとやってるんですか？

(橋本和夫委員) この〇〇番のちょっと下の方は梅の畑で、そこは前はみつばちをやっている方が管理しながら、きれいにしてあるんですけど、あとはそうですね・・・畑としてはなかなか機能してない。

(議長) 周りは、ですか？

(橋本和夫委員) そうですね。

(議長) 多分、その辺からもツルが来ちゃってるんですかね？そんな感じじゃない？

(本郷委員) 南側からは来てないですね。北側・・・北側も道路がありますので、それは分断されていますけど、この畑だけが生い茂っている。

(橋本和夫委員) 道を作るのにハンマーモアで通っています、私、行く時。

(議長) ああ、道もですか。

(事務局) いずれにしろ、このまま放置しても困るので、今回は按分してきれいな所だけ通してこっちは後で・・・

(議長) それか、通してもらって、もう、近いうちにやってもらうように。

(事務局) そうですね。その辺の確約を取るか。それか、きれいになるまで1回切っちゃって、新規でとりなおす。

(議長) この、抜根までっていうのは、所有者がやるんですかね？

(事務局) 借りている方しかないと思います。

(事務局) 〇〇さんがやるしか・・・。〇〇さんもゆくゆくはやりたいと言っはいるんですけど、費用もかかるので。

(平野委員) それは、3年前からそう言ってたのですか？

(事務局) 3年前はちょっと私は聞いてはいないのですが、今回提案で、結構大きな木があったので、按分してやっている所だけ総会に諮りましょうかと〇〇さんにも聞いたんですけど、〇〇さんはその木の所も伐採、抜根して畑として使っていきたいので、できれば全部貸していただきたいとご相談を受けて、今回このような形で全面積で諮らせていただいた次第でございます。

(平野委員) やる気があるっていうことだよな。

(事務局) はい、そうですね。

(事務局) とりあえず、ツタと木の上の部分だけでも手を入れてもらって・・・

(橋本和夫委員) 元々栗畑だったんですよ。それで栗をある程度抜根したんですけども、それと一緒に桑も取れば良かったんだけど、桑だけが異常にすごくなって、道に被るぐらいになってしまって・・・

(本郷委員) そしたら、まあ、〇〇さんも借りる前に、更地の状態で借りれば何も問題ないんですけど、まあ、借りたいが故にその状況の中で借りたんだと思いますけどね。

(議長) これはあれですか？制度的に借りないで、とりあえず更新しないで、所有者に返して、所有者の方に抜根をお願いします、というのは可能なのですか？市の補助か何か入れて、後々、〇〇さんに借りてもらう。

(事務局) そうなると、〇〇さんが借りた状態じゃないと・・・

(議長) ダメなのですか？じゃあ、借りた状態が一番いいわけですか？

(事務局) 借りた形で必要最低限、本人と少し・・・

(議長) じゃあ、改善できるのは、とりあえず借りてないと改善がちょっと、なかなか金銭的なことも含めて困難になると。

(本郷委員) ですから、先ほど小川委員さんがおっしゃったように、〇〇さんに借りていただいた方がよりいい訳ですよ。ですから、〇〇さんに何か期限とか条件を付けて、いつまでにやってほしいというものを付けて、更新OKというような形ができれば、一番よろしいのかなと思います。

(事務局) そういう形にしていれば。

(事務局) 年内とかまでに・・・

(議長) 年内もかなり苦しいけど。今年度中とか、せいぜい。

(事務局) 実際できるかどうかの確認も含めて、いつまでという日程はちょっとこちらで調整させていただきます。

(本郷委員) サツマが終われば楽になるんじゃないですかね。

(事務局) そうですね。手が空くんじゃないかと。

(事務局) 改めて進捗状況については、来月の総会でご報告をさせていただきます。

(議長) では今、本郷委員がおっしゃったように、少し条件を付けまして、この件は承認することよろしいでしょうか？

(全委員) 異議なし。

(議長) それでは、異議がないようですので、番号1の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画については、条件を付けて承認することにいたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書3ページ目をご覧ください。

(第3号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江委員) はい。10月13日に、松村委員と事務局と私の計3名で現地確認に行っていました。地図は10ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地は8月に一旦トウモロコシを収穫し終えて、一度ハンマーモア等かけ、耕耘したと思われんですが、現状としては腰高以上、1メートル近くあるような草が、やっぱりトウモロコシの後なので、種が残っちゃうと結構高く伸びちゃうんで、あれをそのまま耕耘するには多分無理なので、またハンマーモアをかけたらしないと、ちゃんとうなり込めないのもあるし、1回や2回うならないと次の作付けができないんじゃないかと思うのと、この反対が私の使ってい

る畑なんですけど、もう1ブロック離れた所にも、やっぱり〇〇〇〇くんが借りている所が同じような状況になりがちなのがありまして、この界限というのはすごく不法投棄みたいな形で、夜、ゴミを捨てて行く人が結構いたりするので、草丈をあんまり高くしちゃうと、どうしてもそこにポンポン捨てられちゃうという悪しき習慣があるので、本人も多分それは分かっていると思うんですけど、どうしても、●反以上1人でやっているというのは、やはり収穫をして、出荷をしながらだとやっぱり結構大変そうなので、要望という形なんですけど、指導みたいな形で、できるだけ草丈を50センチ以下で、トラクターでうなれるような形に常にしておいてほしいというのが、意見として出ると伝えていただきたいということで、一応ご報告までですが、よろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と堀江委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(事務局) 補足なのですが、一応指導はしております、いつまでにというのは回答は得られなかったのですが、ちょっとまた改めていつまでにやるかというのを聞いて、ご報告はさせていただきますと思います。来月の総会までにきれいになっているのが一番なのですが、事務局からもお伝えさせていただきますと思います。

(堀江委員) 年1回とかちゃんと使ってはいるんだけど、どうしてもやっぱり、後々になっちゃうみたいなのがあるの。

(議長) では、そのような指導を加えた上で、番号2の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画について承認することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。条件を付けて、よく指導してください。

(事務局長) はい。

(議長) 続きまして、番号3、番号4については関連案件となりますので、一括で審議いたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。

(第3号議案・番号3 朗読)

(第3号議案・番号4 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号3、番号4について、担当の松村委員、説明願います。

(松村委員) はい。去る10月13日に堀江委員と事務局、計3名で現地を見て来ました。地図は11ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

番号3の方ですが、現地はマルチが6本引いてありまして、4本ほど野菜がきれいに栽培されておりました。この時期だともう少し草があるかと思ったら、草もほとんどなく、きれいに栽培されておりました。続いて番号4の方にはガラスハウスがあるんですけど、ちょっとカーテンが引いてあって中を見ることのできないのですが、まだ何も栽培はされてないようです。前の方はここはよくトマトを栽培しているようでした。今回はまだ中をよく見ることはできません

でした。以上です。

(議長) ただいま、事務局と松村委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(橋本和夫委員) いいですか？この番号4の方の期間が15年、なんか減多に見ないような期間なんですけど、何か作っているんでしょうか？

(事務局) こちら、〇〇〇〇さんが来年度、新規就農者定着支援事業という東京都の補助事業を使う予定でして、こちらの所に苗を育てる機械を入れる関係で、そのため、農地の貸し借りの期間は施設の耐用年数分必要ということなので、15年というちょっと長い期間で設定はさせていただきます。

(橋本和夫委員) はい。分かりました。

(議長) 他にご意見、ご質問ございますか？

(堀江委員) この方が亡くなっても、貸借は続くのですか？

(事務局) はい。貸借権は相続した方が引き継いでいきます。

(議長) 他にご意見、ご質問ございますか？

(嶋崎委員) あの、借入地の面積なんですけど、これ今、借りているのが全部でこれだけですか？

(事務局) そうです。

(嶋崎委員) 耕作地と言うか。

(事務局) はい。

(嶋崎委員) ああ、そうですか。その割には露地の方には草がね。うちの近所にも借りている所があるんだけど、草がすごいんだよ。最初はかなり一生懸命やってたんだけど、この頃、半年ぐらい、手薄になってきてるから。聞いておいてもらった方がいいかもね。

(事務局長) あ、本当ですか？はい。一応西洋野菜とかこれからやっていきたいということで。

(嶋崎委員) うん。なんかね、おもしろいやつ、作ってるんですよ。

(事務局長) そうですよね。西洋野菜。

(松村委員) 普通の野菜と違うね。

(嶋崎委員) そうそう。

(事務局長) じゃあ、その辺りは伝えておきます。

(議長) 他にご意見、ご質問ございますか？

(山崎健委員) あの、今、ハウスで苗を作るというお話を聞いたんですけど、これはご自分で、〇〇さんがやるということで、よろしいですか？それとも誰か、従業員なりを雇うんでしょうか？

(事務局長) 基本的には本人と奥様でやられると聞いています。

(山崎健委員) あ、そうですか。じゃあ、商売をしながら、苗の方も手掛けていくというか？

(事務局長) そうですね、はい。

(山崎健委員) はい。分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？

(大福委員) これは農業法人ということでよろしいですかね？

(事務局長) 農業法人ではないです。一般法人で・・・

(事務局) 株式会社で借りるというような・・・

(大福委員) 分かりました。一般法人で、会社として、農業者として借りるという訳ですね。個人の〇〇さんのお名前じゃなくて、会社が・・・

(事務局長) 会社名でその中に農業従事者が150日以上できる人がいるという、一般法人で農地が借りれる。でも買うことはできないんですけど、借りる事はできる。

(大福委員) 借りる事までなんですね。あの、会社の従業員の方が普通に耕作しているだけで、ご本人がされなくても、そこは問題はなく？

(事務局長) 大丈夫です。従事者の人が1人いれば、大丈夫です。

(大福委員) はい。分かりました。

(議長) 他にご意見・ご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号3、番号4の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画について承認することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号5について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書4ページ目をご覧ください。

(第3号議案・番号5 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号5について、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江委員) はい。同じく10月13日に松村委員、事務局と私の計3名で現地確認に行っていました。地図は10ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

ここは以前□□□□さんが使っていた畑を、〇〇くんが管理していたのですが、そのまま引き続き管理しているようで、きれいに耕耘されており、いつでも作付けできるようになっています。〇〇くんはご承知の通り新規就農者で、かなり真面目にやっておられますので、問題ないと思いますが、よろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と堀江委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号5の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画について承認することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号6についてですが、こちらは〇〇委員の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書4ページ目をご覧ください。

(第3号議案・番号6 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号6について、担当の小川委員、説明願います。

(小川委員) はい。先ほどと同じく、10月12日に佐藤裕美子委員と事務局と私の計3名で現地を確認してきました。地図は12ページになります。

(現地案内図 説明)

現地はすぐに作付けができるような状態で、完璧になっておりました。まだ何も植わってないのですが、これから〇〇くんが頑張ってくれてくれると思います。以上です。

(議長) ただいま、事務局と小川委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号6の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について承認することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。それでは、〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和5年あきる野市農業委員会10月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、11月27日、月曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時40分